

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第32回平成22年5月27日開催 午後6時30分から午後9時16分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、大友委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会: 針谷副座長、木全委員、加賀美委員、菅野委員、野澤委員、折戸委員

欠席者: なし

傍聴者 1名

1 本日の進め方について

- (1) 区分D: 議会の役割と責務について(三者案について検討)
- (2) 区分C: 行政の役割と責務、行政の運営、税財政と区分G: 情報の共有について
(骨子案の検討)
- (3) 区民アンケート作問検討会及び区民討議会準備会からの報告
- (4) 地域懇談会の開催について

2 議題

座長

・やるべきことを最初に確認しておきますが、1つ目が区分D: 議会の役割と責務、これは作業チームがやっていただきましたので、御報告を受けて、骨子案にまとめること。

2つ目が区分C: 行政の役割と責務、運営、それから区分G: 情報の共有で、これは前回やりましたが、作業チームもう一度議論していただいて、きょうは再提出ということ。

3つ目は区民アンケート作問検討会と区民討議会の準備会からの検討過程、経過の報告。

4つ目は、区民討議会の開催方法について、プログラムの検討と、説明者の選定ということ。

5つ目は、基本条例制定スケジュールについて確認をしていく。

最初に、区分D: 議会の役割と責務について、検討チーム1からの報告を。

副座長(区民)

・この議会の設置ということで、これは骨子案に盛り込むべき事項としては、「区民は、区民の代表機関として、議会を置く」と、ここはどういうふうな形で考えていたかということ、区長の位置づけというか、役割というか、その辺の部分の位置づけと文言をそろえる必要があるということで、「区民の代表として区長を置く」という形にした。

それで、あとここにおいては、また区民、住民の定義を考慮する必要性があるのではないかとということで、一応申し送りという形にした。

議会は、骨子案に盛り込むべき事項として(1)「議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権限を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視しなければならない」というところで、これは地方自治法制度を踏まえて、あえて「二元代表制の一翼を担う機関として」という文言は残した。

2番目は、「議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会の活性化に努める」というところ。

骨子案の3番目は、「議会は、(1)及び(2)の目的を達成するため、区民と議会活動に関する情報を共有し、説明責任を果たさなければならない」ということで、(1)と(2)の部分でこの目的達成のためにこういう形でやっていかなければいけないのではないかとした。

また、個々の議員としてではなくて、議会全体として説明責任を果たさなければならないということで、何のためにということ(1)及び(2)の目的を達成するために、どうやってということで、区民と情報共有して、何の情報をというと、議会活動に関する情報という形で書き示した。

それと、議会か区議会かは、新宿区の条例であることから、議会とした。

それに、あと区民案の3については、ここは「議会及び区長は」という言葉は、区長の役割、責務を議会の責務の中では出さないほうがいいのではないかとということで考えた。

それから、体制整備は必要かつ重要なことであるから、骨子案の(1)から(3)を行うためには

当然のことなので、これは意図的にその部分は含まれていることだから削除すると考えている。

それで、最後の議員の責務というところで、これはまず上のたたき台の黒塗りの下の部分からまず話していった。その上の2つの部分は、最初からその部分は新宿区の議会議員政治倫理条例、この辺のところうたわれているからいいのではないかとということで、最初はそれを飛ばして、その網かけの下部分は(3)にしますが、この部分は「議員は、新宿区議会議員政治倫理条例その他法令等を遵守し、公正公平な議会活動を行う」ということで、まず一段落した。

それで、そのときにちょっと待て、もうちょっと語ったほうがいいのではないかとということで、そこはあえてこの中の骨子案としては、(1)は「議員は、区民の代表として権限と責任を自覚して行動しなければならない」、あるいは(2)の「議員は、区民の意見を集約し、区政に反映させなければならない」、この辺は重複するが、あえて入れた。

座長

・冒頭の区民の代表機関として議会を置く、大変シンプルでわかりやすいが、コメントの中でも触れられたように、区民の定義との関係は、相当これはハードル高いなという気がする。

例えば、通勤区民などについてはそうだが、外国人区民を代表するかどうかというようなこともあるので、宿題は重いなという気はするが、これは何とか知恵を出していくしかない、仕方がないということ。

→「二代表制の一翼を担う機関」で、二代表制の一翼を我々(議員)が担っているし、もう一翼は区長が担っているわけだが、あえてここに書くという意味合いがよくわからない。区長のほうにも書いていたというだったら、整合性はとれていると思うが。(議会委員)

副座長(区民)

・今回はこれを何で入れたかということ、二代表制という言葉のワードをあえて入れようと。そのことによって、議会はそうやって選ばれているのだという部分の説明とか、その部分がより意図的に区民などにはわかりやすい文の中で、これで長ったらしい文を入れるより、そのことは何かということを知らしめるに当たってはいいのではないかと考えた。

→そうだとするならばなおさら入れる必要はない。入れなくても、選挙で選ばれた議員というのは自覚をしなければならぬわけだし、二代表制の一翼を担っているのだよということをあえて言わなきゃだめだというのは、議員としてはお寒い限りだというふうに言わざるを得ない。

それから、もう一つ議会の責務のところの(3)だが、「区民と議会活動に関する情報を共有し」と書いてあるね。これは非常に重要なことだというふうに思う。議会の中でいろいろ議論になっていて、まだ必ずしも議会側で整理がつけてないものの一つに、要するに議員は議会活動を住民に周知すると。(議会委員)

座長

・ただ、例えば憲法の中に下位規範である何々法を守れと書いてあるようなものだから、憲法は法律をつくることを国会に対して命じているわけよね。その法律を憲法の中で守りますと言っているから、そういう意味では規範の上下関係が崩れているぞという指摘は、当たっている部分はあるのではないかなと思う。だから、具体的な条例名にしちゃっているのを倫理に関する規範とかというのは、一般的なものにしてしまうというのはあり得るかなというふうなこと、これはどうか。

→何で条例名を出したかということ、単純に政治倫理基準と書いた場合、それって何ということになるだろうと。(議会委員)

座長

・ただ、自治基本条例が最高規範だとか言っているが、別に何の法的根拠もない。そういうふうになんか思おうねと言っているだけだから、こだわることはないとは思っている。

→そうすると外国人の方がその際そこで引がかかるのではないかな。新宿区民と住民の人は新宿区民という規定だけだと、そのところは引がかかると思うね。解決にはならない。(議会委員)

座長

・現行法では、新宿区の住民と言えれば外国人を入れるということになる。

→だから、そうだとすると。(議会委員)

座長

・そうか、代表してないじゃないかと、逆の意味でね。しかし、趨勢としては外国人の地方参政権

法案が出る時代だから、先取りしてもいいかもしれない。

→これは議会の責務のところで書いているが、議員が思うというよりも一般社会、子供にもわかる自治基本条例づくりという観点からいって、二元代表制の一翼を担っているというよりは、首長さんの存在が大きいという、あえてここに地方分権も進むわけだから、なおさら地方自治体のいろいろな権限が強まる中で、二元代表制の一翼を担うと入れたほうがいいかなということ、話し合ったところ。（議会委員）

→この「二元代表制の一翼を担う機関として」という文言については、あえて入れなくてもいいのではないかなと。議会は区民の意思が的確に区政に反映されると、この言葉が非常にこの二元代表制をあらわしているのではないと思う。

もう一つ「なければならない」という言葉は余り好きじゃないなと。これは圧力になっているのだよね。一生懸命やっている人に非常に耳障りな言葉だよね。（議会委員）

→全国的な首長と議会のあり方のバランスがそう見えると、皆さんから見て。だから、そういう意味であえてなのだ。二元代表制という言葉がわかりにくいというところは、確かにそうなのだが、でもこれを読んだときに二元代表制って何って思ってもら。気づいてもらいたい。（議会委員）

→この二元代表制は、区民検討会議の中でも難しいことはどうしようかという話も出た。なしにしようという話もあったが、この二元代表制というのは大変重い言葉なのだよ。

だから、あえて、やはり区民に知らせるために、要するに議会も区長も投票で、選挙で上がってきた大事なポジションだと。この二元代表制というのは、我々のために載っけさせてもらいたいという言葉だ。（区民委員）

座長

・それでは、一応論点は3つで、

今出た二元代表制という言葉をおの中に盛り込むかどうかということ。

それから、何々しなければならないという表現をどうするかということ。

もう一つは政治倫理条例というものの、これも二元代表制と同じようにある種の啓発的なというか、そういう意味で置いておきたいという、そういうこともございましたが、これをそれぞれどうするかということですが、最初に二元代表制という文言を残すということについてはよろしいか。

→我々（議会）は38人の合議制だから、なかなかまとまらない。そうすると二元代表制の一翼なのかなと、あるいは二元代表制の両輪としてのというようなこと、一翼というと二翼で2つかという話になるんだけど、言葉としては非常に弱いなというふうに思うよね。

もう一つは、残すか何かにしても、我々は区民が議会を設置するわけですよ。そうすると、議会は「しなければならない」じゃなくて、何々をする。我々がするのだから、ここは「しなければならない」というのは、なかなか言葉としては整合性がとれないと思った。（議会委員）

→気持ちとしては、二元代表制の一方の代表としてという気持ちだね、一翼じゃなくて。だから、一翼だと思ってない。二元代表制だが、一方の代表だ。一翼じゃないという気分がある。（議会委員）

→議会がまとまらないというお話だが、まとまらないところに区民はどちらかという目がいってしまうのだね。だから、区長対議会というふうにとらえるのが本当なのだろうと思うのだけれども、まとまらないところに目がいく。だから、二元代表制ということをきちんと入れていったほうがよりわかりやすくなると思う。（区民委員）

→骨子案の検討グループでも、ここのまとめのところにも書いてあるが、ほかに適当な言葉が見つければ、二元代表制という言葉じゃなくてもという議論はしてきたので、ここでいいアイデアがいただけるのであれば、そういったことも取り入れてもう一回検討するということも可能だとは思いますが、今まで骨子案のAチームの中では、そうした議会に対する期待が非常に大きいということを受けて、今回この言葉をほかに先ほども議会委員からあったが、共同運営者としてという言葉も別の条例では使っているよね、議会の役割の中で。（行政委員）

座長

・設置のところでは、代表機関として議会を置くわけよね。その代表機関は区政の中でどういう位置にあるかといえ、二元代表の一角だよと、こういうことを言いたいわけね。

今までの基本条例では見なかった単語かもしれないなと今僕もちょっと思い出しているが、それだけの問題意識を持って入れていこうということであれば、十分理由は成り立つというふうに思う。

→ 議会委員がこだわっているのは、一翼というところじゃないかと思うのだよね。区民代表のほうは、二元代表制を入れたいという思いがあるのだから、一翼という言葉をやめて、例えば議会は二元代表制の一方の機関として、うまく双方がおさまればいいかなと思うが。（議会委員）

座長

・すばらしい提案だと思うが、一方の機関であれば一翼よりはまし。だから、一翼というのは。
→ 一翼を担うでは御不満なのか。（区民委員）
→ 二元代表制の一翼というのは、区長のほうが一翼としてあるなら、わかりやすく議会も一翼だと、ここで一翼ということだけ唐突に出てくるという感じがするのが一つと、一翼というのはどうも何か私の頭の中では一翼なのだよ。半分じゃないのだよ。（議会委員）

座長

・ことほどさように区における議会というのは何なのだという事は、みんなの中で合意がないのよ。だから、どういうものとしてつくっていくかという思いでこの条例をつくらなきゃしょうがないよね。
→ 今、区議会は38名ですよね。その38名、1名だと区長には議員として勝てないわけよ。議会という大きい翼があるから、区長と対等に渡り合える。だから、一翼なのだよ。（区民委員）
→ 議会が二元代表制の本当に重要な部分を占めているということも、これを入れなかったら逆に言えばわかりづらい。だから、絶対にこれは入れておかないといけないと思うし、一翼を担うというのも、そういう言葉があるので、これはこの言葉が一番適していると思う。（区民委員）

座長

・例えば一翼について、誤解を受ける部分はあるかどうかということは検討されて、もしそんなことがないのであれば一翼でいいだろう。
一翼というと、たくさんで担っている人たちの一部分だという受け取られ方が世間にあるとすれば、それは議会にとっては大変憤慨ものになるということなので、例えば二元代表制を一方で代表するか、一方で担う機関とかという言葉で代替できるのであれば、検討してみたいと思うが。
→ 2つと言って、それで3つも4つもないのだから、二元と書いてあるのだから、2つなのだから1つ、その一方だという解釈。それからもう一回原点に返って、二元代表制というものを高らかにうたい上げるのも一つなのではないかなと思っている。（区民委員）

座長

・理論史で言うと、ずっと憲法93条は、最初は大統領制的な制度と言ってきた。一時期それを変えて、首長主義というふうになる人が多くなっていて、最近は二元代表というふうになるというのは、むしろ議会への注目が高まったということだとは思っている。
ただ、政府部内の最近の地方行財政検討会議などの議論を見ていると、二元代表制的な緊張関係を崩そうという意見が結構あって、首長が議会の有力者を副市長に任命できるとか、部長に任命するかというので、それは二元代表制ではなくなるだろうというような一方の議論も出てきているという中では、非常に緊張感の高い議論に今なりつつあって、全体としては地方自治体の組織について多様性を認めていこうという方向のようだね。ただ、憲法93条の制約があるので、どこまで多様性を広げることができるかというのはちょっとわからないが、そういう中で新宿区の基本条例が二元代表制をみずから名乗っていると、宣言しているというのは、それはそれで一つの立場だなと、僕は感じながら見ていた。これは専門部会のほうはどちらでもいいということですかね、大体。
→ 二元代表制という言葉だけを残して何かつなげようとするのは非常に無理があるので、やるのであれば残すか取るかという選択しかないというふうになる。（行政委員）

座長

・ただ、取ってしまうとちょっと寂しいので、私なんか考えるのは繰り返すと。最初の区民の代表機関として議会を置くと言っているのだから、議会は区民の代表機関として区民の意思が的確に区政に反映するとか、ただ恐らくは区民の代表機関というだけではちょっと足りなくて、だから区長ときちりと向き合って、区民の意思を実現していく機関だよという意味を込めたいわけだね。
→ 議会は区民の代表機関として、この代表機関という言葉で二元代表制の一翼を担うと言っていることなのだと説明してはだめか、解説で。（議会委員）

座長

・この問題については議会全体で合意はとれるかということを課題にして、これで一遍幕を引かせていただくということにする。

議会のほうでそれはだめだということであれば、もう一度ここで蒸し返すしかないということだ。

それから、言葉づかいについては、「ねばならない」をやめて「ものとする」とかというようなことは工夫の余地があるのではないかと私も思う。それは可能だね。

→「新宿区議会政治倫理条例その他の法令等を遵守し」というところは、できたらやめてもらいたいと思っている。議会、あるいは議員は法律を守り、遵守しなくてやってはいけない。そんな当たり前のことを書かれたってどうしようもない。

少なくともあらゆる法律に照らし、公平、公正な議会活動を行ってくださいよというのならわかる。（議会委員）

→これは議会にも入っているのだよ、別に定める政治倫理基準に。我々（議会）のほうもそれは入れてあるのだよね。（議会委員）

座長

・もともとの議会案がそうだね。

→ちょっと別のことなのだが、議員の責務の1に「議員は区民の代表として」とあるね。それで、議会が区民の代表機関であるというのはそのとおりだと思うが、例えば私が区民の代表というのはどうということなのかなというふうに思ったりするわけだね。区民から選ばれたというのだったらわかるけれども、代表としてというのは、何か別の適当な言葉はないものか。（議会委員）

座長

・いち早くチェックはつけたが、これは見過ごそうかなと思っていた。

→この代表といったときに、確かに、自分の選んだ人というのは一部の人かもしれない。いろいろな地域によって、あるいは考え方によって一部の人がある人を選んだのかもしれないが、全体的に見れば有権者代表ですよというのが半代表で任命しているということ。だから、そこは余りこだわる必要はないと思うが、それで逆に手を挙げて選挙に出たのだから、皆さんの代表だという、そのくらいの思いを持ってやるのが大事だなと思う。（行政委員）

座長

・僕も目をつぶろうと思ったが、そういう慣用的な使い方で解釈すればいいかなと。かといって、「区民に選ばれた者として」という、「選ばれた者」というのは、何か嫌らしい感じがする。

→チーム1は、さっき行政委員がおっしゃったように、そんなことはしっかり、だから自分の支持者が自分を投票してくれたことにこだわらず、区民全体のために動かねばならないということは、話し合いの中でそのことは論議した。その上で、この文言にしたと記憶している。（議会委員）

座長

・議会案の2にあるような、「委員は別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正、公平な議会活動を行う」ということに一たんしておきましょう。

→2の「区民の意見を集約し」というのは、どういうことを想定しているのか。（議会委員）

座長

・「区民の意見に耳を傾け」とか、そういうようなニュアンスなわけ、これ。よく聞いて、反映させると。

→この集約は違う。いろいろな人の意見を最大公約数でとれということでしょう。（議会委員）

→ここで「集約」と書いたのは、みんなは地域の課題ということで、行政も議会も、本当に地域の課題を理解していただいているのか、あるいは我々が「こういうことが課題だよ」と言ったときに、そのときに議会、議員も含めてだが、そちらのほうに提案したときに、その話がどうであるかということがあんまり理解されていないと。そういうことを含める意味で「集約」だ。（行政委員）

座長

・しかし、前のほうは「議会の責務としての的確に」というふうになっていて、反映させると言っているの、今度は議員個々人としての責務、役割を言っているの、ちょっとニュアンスは違うのですよね。そういう意味では集約かもしれないのだよね。前にあるから、これは全くなくていいかという判断はどうか。議会としての責務には入っているから。

→中途半端な言葉だったら入れないほうがいいということで、よろしくお願いします。（区民委員）

座長

・という提案がございました。よろしいかね。

それでは、議会のところ、ほかにありますか。ないものとして扱う。

次は、区長の位置づけと役割のところについて、作業チーム2から報告を受ける。

→前回の議論も振り返りながら、どこを直してきたかについて申し上げる。

最初、区長の位置づけと役割とあったのを、この前の議論の中で「区長の設置と役割」ということで「位置づけ」を「設置」に直した。

最初のところの1番として、「区民は、区民の信託に基づき、区の代表として区長を置く。」というふうにしたが、議会とのバランスもあり、「区民は、区の代表として区長を置く。」とした。

2番は、「区長は区民の信託にこたえ、公正かつ」はやめて「公正で」、「誠実」というのもちょっとあれなので、「公平な区政運営を行なわなければならない。」とした。

3番に、職員の指導については、公平かつ公正に区政運営の範疇に当然含まれるのではないかということで、1、2に絞り込んで、このようにした。もしも、ここで今議論に出て行わなければならない、ねばならないということが、ものとするとか、そういった議論についてはあるかと思う。

次は、行政の役割と責務。今回、前は「行政（執行機関）は、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもとに」と「区民に身近な基礎自治体を目指して」というのがあったのだけれども、逆転させて、「行政は、区民に身近な基礎自治体として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもとに職務を執行する。」とした。

区民の学ぶ機会の保障だが、これは区政運営の中で多様な方法により情報をわかりやすく提供して説明責任を果たすと規定した、基本的な考え方を位置づけるということで、場所をほかに移動したということである。

職員の責務。区民の一員なのという話は、区民の一員じゃなくて職員でしょうと。何が言いたいかというと、区民の目線で仕事をしてほしいのだよということで、区民の目線を持って仕事をする職員が大事なんじゃないかということで、「新宿区を愛し」ということ。やはり「区民の一員である」というよりは、「新宿区を愛し、区民との協働の視点に立ち、自治の実現に努める。」ということがよるしいのではないかということ。

2番は、さっき議論があったが、最初「全体の奉仕者」と書いたが、全体の奉仕者という言葉では、最も身近な地方政府の一員であるということを経験して、公益保護のための通報だとか、職員の基準を守ることは当然だが、守るということで公正で公平に職務を執行すると。やはり職員は公正で公平に職務を執行するというのが職員だろうと。

3番は、職員みずからが職務の遂行に必要な知識の取得や技能の向上に努めるということにした。

次は、行政運営。例えば「組織相互の連絡」は連絡よりは連携でしょうということで、「連絡」を「連携」に直した。

5番目は、「区長は」と、みんな行政（区）はと書いてあるのに、ここだけ何で区長なの、ここも上と合わせて行政（区）は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、適切な方法で区の財政状況を講ずるとした。

最後、個人情報の保護を絶対しなくちゃいけないというような議論があったので、その関係で2番として、「行政は区が保有する個人情報を保護し、適切に管理する」ということは、明確に規定をさせていただいた。（行政委員）

座長

・これについての議論は次回に回していただく、区民アンケートと、区民討議会のシナリオなどをやらないといけなかったので、先ほど二元代表制について、議会のほうで検討してくれといった結果とあわせて、議論させていただくということにする。

アンケートの作問検討委員会のほうから御報告を受けたいと思う。

→1番が区民アンケートの目的。2番が区民アンケート実施概要。作問検討委員会開催状況ということで、第4回まで終った。もう完璧なアンケートができたと思っている。

まずアンケートの依頼文。

アンケートの協力依頼と区民討議会等の意見収集の仕組みについて説明をしている。

資料の2、自治って一体何なのという質問があるといけなかったので、ここで語らせていただいた。

この区分Aのところは、で。「あなたは、新宿区の自治の基本的な考え方として、どのようなことが大切だと思いますか」、複数回答2つまでということで、これは一応基本的な考え方として、この設問になっている。

4番目、「あなたは、新宿区の「自治の基本ルール」として、自治基本条例の中にどのようなことを定めておくべきだと思いますか」、これは複数回答。

5番では「で回答したもののうち、あなたが最も重要と考える項目はどれですか」と、これは単数回答で、一番重要なものを挙げてもらうということに。

6番、「次の選択肢のうち、あなたが、新宿区のまちづくりの担い手だと思うものを挙げてください」。まちづくりの担い手として考えさせていただいた。

区分B、これは区民の権利と役割の設問。8番目が、これが区民の役割。区民の責務ということにすると、「責務」では重たいので、「役割」ということに。

区分C、これは区の役割。「あなたは、新宿区の自治を考える時に、区の役割としてどのようなことが必要だと思いますか」、これも2つまでということ。ここで「区政運営の透明性を確保」と書いてあり、この「確保」もどういう意味かわからないということで、一応ここに説明が書いてある。

区分E、区政参加として自分がやりたいこと、方法、手段で。これが区分Eの11番に入る。

区分G、区政参加の仕組みとして重要だと思うことということで、12番の問題。

パブリック・コメント制度、これも区民の方には多分わからないということで、説明を入れる。

区分F、地域自治を推進するで、こういうことを解決してみたいと思われるものをここにずっと列挙してある。この回答は複数回答。

今後の展開ということで、条例制定後の周知方法が15番の質問になっている。

16番は、条例制定によるどのような効果があるかと、この効果の一応答えがこのような形で出した。

回答者の属性、フェイスシート、これは区民意識調査を参考にさせていただいた。

別紙3は、アンケートと一緒に入れる説明文。その後がアンケートのレイアウト。

スケジュールとして、6月4日にアンケート発送、6月15日に広報に載せる。6月中旬にお礼状兼調査協力依頼はがき、まだ出していない方にはもう一度依頼するという形。25日が締め切りで、10日が集計して、9月に報告書発行ということになる。（区民委員）

座長

・フェイスシートは、常識的には全部やるのが普通だから、あとはクエスチョン同士でやるというのは、注文を発するということになりそうだね。これとこれとの関係、どうだいというようなことを、やってみてくれないとかというふうに。

→それで、この設問は何しろわかりやすいように、答えやすいように、専門用語はなるべく使わずに、もう副議長から特に、だれでもわかるようにと、80歳のおばあさんでもわかるような質問にしてくださいということで、これはみんなで一生懸命考えた質問だ。（区民委員）

事務局（行政）

・こちらの年代の区分につきましては、区民意識調査の年代区分とあわせております。

・区民意識調査の調査内容の結果と総体的に見られる部分もあるだろうということで、フェイスシートについては、極力、区民意識調査とあわせてつくりました。

座長

・区民討議会の議論の経過について、まず御報告をいただきたいと思う。

副座長（行政）

・本日現在では125人にまで上っている。このときに60人を超えた場合は抽せんを行うことも決めていたところで、今の結果から、抽選を行うということになっているところだ。

続いて、区民討議会のプログラムの検討で、この5月14日の前に作業部会という区民討議会の準備会の中に学識経験者を中心にやっている会、それを5月1日に行った。

8つのテーマで、条例の基本理念、区民の範囲とか区民の権利と責務、住民投票の要件、地域自治組織の必要性、行政の役割、区民参加の方法、保障、議会の役割と責務といったようなところで検討を進めていったところで、確認させていただいたところは、ここの自治基本条例は進化する条例といったところで合意はされている、区民参加の保障については、受ける仕組みづくりが必要に、コストの問題も発生するということも確認させていただいたところである。

プログラムの案は、1日目に3コマ、2日目に3コマの2日間で6コマを想定しており、8つのテーマをどういうふうにやっていこうかということで、まず1日目の第1コマは基本理念で肩ならしをしてもらうということだ。

地域自治の推進は、別に条例で定めるといったようなことでの話となっているので、地域自治はどういうふうにあるべきかといった観点から聞いてみたほうがよいのではないかとといった話であった。

行政と議会について、意思決定、議決機関、立法機関である議会の部分と執行機関である行政の部分を、この同じコマでやるのは厳しいのではないかと、2つに分けたらどうかといった議論になった。

先ほど申し上げた抽選のことだが、6月3日の13時15分から行うといったことで、準備会はその後行いましょうといったことになった。

事務局（行政）

・5月22日に開催して準備会の作業部会で検討された事項についてですが、6月3日に抽せんを行い、抽選公開の形で抽せんを行うという形で、既にホームページ等でも御案内しているところです。抽せん方法は、現在125名参加者、申込者がいますが、今月31日の消印日を有効として、その対象者をまず60人、無作為で抽選をします。抽選された方60名は参加者として決定した後に、10人補欠の参加者を合わせてくじを引くということ。10人引いた方を順位づけ、参加決定者で欠席の連絡があった場合、順位1番の方から順次、参加依頼をしていくという方式をとっていきたいと思っているところです。

補欠者のお声かけですが、開催日の1週間前の6月11日までに欠席の報告があった方分について、順番補欠者にお声かけをしていきたいと考えております。

プログラムのテーマは、先ほど行政委員から御説明があったとおり、6つのテーマで開催いたします。1つは条例の基本理念、2つ目が区民の権利と責務、3つ目が住民投票、4つ目が議会の役割、5つ目が行政の役割、6つ目が地域自治の推進と以上の6つで区民討議会のテーマといたします。

条例の基本理念は、座長のビデオレターという形で10分間程度放映する予定です。その内容の説明者、骨子案の説明者は、検討チーム1の方から骨子案の事項について御説明をいただきます。

その後に、理念に盛り込んだその辺の思いにつきまして、三者から御発言をいただこうと考えております。その後、質疑を終えた後、具体的なテーマにつきまして、発表時間を含めて60分間で議論していただくという予定になっております。

区民の権利と責務は、検討チーム2のほうで担当。骨子案に盛り込むべき事項の説明は、検討チーム2の中の区民代表委員にお願いしたい。解説は、10分間で区民代表委員から御説明をいただいた後、議会、行政の各委員から5分ずつ補足説明をしていただきたいと思いますと考えております。

議論のテーマは、右に書かれた内容のとおりです。80分間で討議いただくと同時にグループ発表を行っていただくということで考えております。

3つ目のテーマ、住民投票について。住民投票の情報提供者は、学識経験者によるミニ講座、住民投票とはどういうものなのかというところを20分で御説明していただきたい。具体的な検討チームの盛り込むべき事項の説明は、検討チームの3で担当していただきたいと思いますと考えております。

2日目は、冒頭に辻山先生のミニ講座を30分間行っていただき、それぞれ議会の役割、行政の役割、地域自治について講演をいただこうということ。その後、議会の役割につきましては、検討チーム1に担当していただき、骨子案に盛り込むべき事項の解説は、議会委員から10分間御説明いただきたい。それ以降、区民代表、行政委員から補足説明を3分ずついただきたい。議論は、70分間でそこに書かれているテーマについて議論し、グループ発表をしていただくという予定になっております。

行政の役割は、情報提供者として、検討チーム2にお願いしたい。盛り込むべき事項の解説は、検討チーム2の中の区職員委員から10分間で御説明いただいた後に、議会、区民代表の方3分ずつ補足説明。議論のテーマは70分間でやって、グループ発表までやっていただきたいと思いますと考えています。

6つ目、地域自治の推進。検討チーム3で担当していただき、現状の地域自治組織の説明は、生涯学習コミュニティ課長から15分間御説明の後に、議会と区民代表委員から5分ずつ補足説明をしていただきたいと思いますと考えています。

あなたなら地域自治としてどんなことに取り組みたいのか、また、どうすれば多くの人が地域自治組織に参加することができるのか、それぞれ3つ以内で御検討、発表していただこうと考えております。

以上のプログラムは、6月3日に開催される区民討議会準備会で最終決定したいと考えております。

その決定に先立ち、本日それぞれのチームで説明者の役割分担について本日選任していただきたいと考えております。

→125の中で大半が60代、70代になることだってあり得るのだ。そういうことについては全く気にしないで、単純抽選をするということか。（議会委員）

事務局（行政）

・単純に抽選するという形をとりたいと考えています。年代について、今回申し込の方は、各年代に及んでいる、29歳以下が16名、30代が22名、40代が21名、50代が18名、60代が28名、70代が14名、80代以上が6名で、各年代層に及んでいる、無作為で抜いてもある程度、その辺の比率というのは抽選できると考えております。

・この区民討議会の手法としては、一般的には言われる市民討議会の手法をとっています。これまでのそういったやり方につきましては、あくまでも無作為抽出するという前提で進んでいます。

・「単純抽選」という表現は使っておりませんけれども、「参加申し込みのあった方からくじによる抽選で選ばせていただきます」という文言は入っております。

→無作為抽出での1,000人だから、当然上がってくる人は、その中で上がってきたと。だから当然、そこから無作為で単純抽選なんだよと、こういうことで理屈は通るよね。そういう理屈でいくのか、そうはいつでも、今の中で言う世代間とか性別だとかということなんか考慮して、きちんとしておいたほうがいいと思うが。（議会委員）

座長

・バランスをとるためにたくさんの措置をしなければいけなくて、例えば年齢別でくくった場合に、各世代に均等に割り当ててるのか、人口比例でやるのか、それに男女比率をかけると、また複雑になる。

もう一つは区民討議会の案内が来たときに、参加しますといった人たちの当選確率をそこで変化させる、その問題はあるよね。

もう一つ、そうやって丁寧に選んだのに直前になって来られないといった場合、そこへスペアを置く、変わりを入れるときに、やはりそのグループから入れないとだめで、結構面倒くさいね。

→無作為抽出した意味がなくなってくると思うと、今座長がおっしゃられたことと、それから、どの年齢の人がどういう発言をしたかということとはとれないと思うんだね。だから、もう公平公正に、そのまま抽選したほうがいいと思う。（区民委員）

座長

・では、そういうことで、出た状態（単純抽せん）を受け入れるということでやりましょう。

事務局

・各チームごとに、説明者の選任をしていただきたいと思います。まず条例の基本理念の説明者としては、特に議会、行政、区民、どなたかによるという限定がございませんので、話し合いの中でどなたかに決めていただきたいと思います。

休憩 午後 9時03分

再開 午後 9時08分

事務局

・検討チーム1のチームから御報告をお願いいたします。

→検討チーム1、初日の1コマ目、5分の解説については高野委員、その後の思いの部分の区民委員で大友委員、議会委員のお二人とも都合が悪いので、山田委員がかわって登場していただけるということで、御了解済みと。行政委員は木全委員。

2日目の1コマ目の議会の役割だが、議会委員の解説について、あざみ委員、補足の部分では区民の委員で高野委員と行政のほうで私、針谷。（行政委員）

→検討チーム2から御報告。

1日目の骨子案に盛り込む事項の解説は、土屋委員。各法則は根本委員、折戸委員、2名。

2日目、骨子案に盛り込む事項の説明は私、野澤、補足は樋口委員、久保委員。（行政委員）

→チーム3。1日目3コマ目、Cの住民投票、骨子案に盛り込むべき事項の解説は、山田委員。2日

目、Fの前段は菅野、後半、補足説明を野尻委員、山田委員の2人をお願いする。(行政委員)

- ・現状の地域自治組織の説明は私、菅野、生涯学習コミュニティ課長が行う。(行政委員)

座長

- ・次回に向けて確認するが、二元代表制について議会委員のほうで検討してくるということと、それから行政の役割については御報告を受けているので、冒頭から質疑にいたしたいと思う。

事務局(行政)

- ・本日の御検討いただいたことで残ったことを次回やると同時に、条例の基本的考え方の区分Aについては過去のシートを用いて、できれば次回、区分Aのところについても議論していただきたいというふうに考えております。

資料13、制定のスケジュールなんですが区民アンケートの速報版が7月10日ごろ、それから討議会の報告書は7月10日ごろ、そうしますと、それらの意見を踏まえた素案の取り組みに入ります。

素案の取り組みは、7月15日、7月29日、8月10日、8月24日、一応この4回で素案の取りまとめをしていきたいと考えております。これ以外にもパブリック・コメントの時期ですが、現在7月15日から4週間、8月11日ごろまでということで現在予定しております。これらパブリック・コメントにつきましても、素案作成の取り組みのときに反映させていただくということで考えております。その他の事項につきましては、次回改めて補足説明させていただきます。

事務局(議会)

- ・本日のまとめですが、区分D、議会の役割と責務につきまして、先ほど座長からもございましたが、二元代表制の表現の仕方等につきましては、議会委員のほうで検討していただくということと、あと「何々しなければならぬ」というような言葉で表現されている部分につきまして工夫の余地があるのではないかとということで、また再度検討していただきたいということと、あと政治倫理条例の部分につきましては、議会案のような形で別に定める政治倫理基準というような表現にするということ、あと最後の議員の責務の(2)については削除してもいいのではないかとということで、今回ある程度合意ができております。

座長

- ・それでは、事務局から次回の連絡事項。

事務局(行政)

- ・次回の開催日程ですが、6月17日木曜日、6時半から。場所は本日と同じ第2委員会室です。

先ほど一点申し上げ忘れましたが、本日、資料12というのが出ておりまして、条例に盛り込むべき事項の区分F、地域の基盤のところでは区民検討会議で保留とさせていただいていた区民、住民の取り扱いにつきまして決まりましたので、これにつきましては次回、改めて区民代表委員のほうから御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

座長

- ・はい、ちょっとごめん。次回の日程、いつと言いましたか。17日だけ……(「6月17日、木曜日です」と呼ぶ者あり)はい、わかりました。聞き間違えました。

そういうことでございますので、また次回までに、それぞれの作業をお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 9時16分